年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 19 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 18件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 13 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 11 件

東京国民年金 事案 13563

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から同年3月まで

私は、昭和 52 年頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を母親の保険料と一緒に納付していた。現在所持している年金手帳には、申立期間の保険料の納付額及び納付日のメモ書きがある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和52年11月頃に払い出されており、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であり、申立期間を除く同年4月以降の保険料は、全て納付済み又は申請免除とされている。

また、申立期間は3か月と短期間であり、前後の期間の保険料は納付済みである ほか、申立人の所持する国民年金手帳には、申立人が領収証書等から転記したとす る申立期間を含む昭和52年4月から54年9月までの期間に係る納付額、納付日等 のメモが記載されているところ、当該納付額は当時の保険料額と一致するとともに、 当該納付日は納付可能な日付であることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 72 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月30日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。当時の預金通帳及び源泉徴収票を提出するので、確認の上、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間における賞与の振込金額が確認できる預金通帳及び平成 15 年分給与所得の源泉徴収票並びにB健康保険組合が保管するA社における申立人に係る記録から、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記健康保険組合が保管する申立人に係る 記録から、72万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明 らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和36年12月16日、資格喪失日に係る記録を37年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月16日から37年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。B社退職直後の昭和36年12月16日にA社C支店に入社し、申立期間も継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店に勤務していた元同僚等の供述及び申立人の入社に至る経緯や申立期間当時の社内事情に関する具体的な供述から判断すると、申立人が昭和36年12月16日に同社同支店に入社し、申立期間も継続して勤務していたことが認められる。

また、A社及び同社C支店に係る各々の事業所別被保険者名簿等によると、同社同支店が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 37 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得した申立人を除く従業員のほぼ全てが、それぞれ直前まで同社において被保険者期間を有し、同社同支店における資格取得日と同日に同社において被保険者資格を喪失しており、被保険者期間が継続していることが確認できる。

さらに、A社の元経理担当者は、同社C支店が厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間における厚生年金保険の取扱いについて、本社が一括して全ての従業員の加入手続を行い、給与から保険料を控除していた旨供述している。

これらのことから、A社C支店が適用事業所となるまでの期間については、申立人においても、他の従業員と同様に厚生年金保険料が控除され、申立期間については同社に

おいて被保険者資格を有していたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に勤務していた同職種の同僚のA社における標準報酬月額から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社及び同社C支店は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主及び同社同支店長も既に死亡しているため確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届出を記録していなかったとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年12月から37年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和 53 年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年2月21日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社B工場から同社本社への転勤はあったものの、同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社が保有している申立人に係る人事記録及び同社からの申立人に係る申立期間の勤務・厚生年金保険料控除についての回答から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し(昭和53年2月21日に同社B工場から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 53 年 3 月の 社会保険事務所(当時)の記録から、12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、申立期間に係る 厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、申立期間に係 る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、申立期間のうち、平成 16年9月を28万円、同年10月を26万円、同年11月及び同年12月を30万円、17年1月を26万円、同年2月を32万円、同年3月及び同年4月を30万円、同年5月を32万円、同年6月を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和56年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月26日から17年7月25日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与月額に見合う標準報酬月額より低い。給与明細書(平成17年6月分及び同年7月分を除く。)を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成16年9月から17年5月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、16年9月は28万円、同年10月は26万円、同年11月及び同年12月は30万円、17年1月は26万円、同年2月は32万円、同年3月及び同年4月は30万円、同年5月は32万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成 17 年6月の標準報酬月額については、申立人は給与明細書を保有していないが、B銀行C支店から提供された申立人に係る同年6月の給与振込額及びD市役所から提供された申立人に係る同年の社会保険料額等から推認して、30

万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主から回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、 明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立 てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについ ては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められな い。

一方、申立期間のうち、平成 16 年7月及び同年8月については、上記給与明細書によると、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社) C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和47年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月21日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社C事業所から同社本社への異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社の回答及び申立人と同様にA社C事業所から同社本社に異動した同僚の供述から、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和 47 年3月1日にA社 C事業所から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和 47 年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和54年3月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年3月31日から同年4月1日まで

② 昭和54年2月28日から同年3月1日まで

C社に昭和49年3月31日まで勤務していたはずなので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、A社に勤務した期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。 申立期間②当時、異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険 の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の加入記録及びA社から提出された申立人に係る発令簿により、申立人は同社に継続して勤務し(昭和54年3月1日にA社D支店(厚生年金保険の適用は同社B支店)から同社本社E部に異動)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和 54 年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和54年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付さ

れるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立 人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、雇用保険の加入記録及びC社から提出のあった退職者名簿により、申立人が当該期間に同事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、C社F部は、「当時の資料は残っていないため、厚生年金保険料の控除については不明である。」旨回答しているところ、同部担当者は、「資格喪失日が3月末日であれば、従業員の給与から同月の厚年金保険料を控除することはない。」旨供述していることから、申立人の申立期間①における保険料控除について確認することができない。

また、C社に係る事業所別被保険者名簿において確認できる申立人と同期入社の従業員のうち、資格喪失日が申立人と同日(昭和49年3月31日)である7人に厚生年金保険の取扱いについて照会したが、いずれからも回答を得られなかった。

さらに、C社が加入するG厚生年金基金から提出された申立人に係る異動記録情報照会リストによると、資格喪失日は昭和49年3月31日と記録され、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和39年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月1日から8年3月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に 見合う標準報酬月額より低くなっているので、調査して標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額について、当初、24万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成8年3月31日)より後の平成8年4月8日付けで、遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる上、申立人を除く同僚4人の標準報酬月額についても申立人と同様に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立人は申立期間において取締役に就任していることが確認できるが、申立人は、「当該事実を初めて聞いた。また、同社ではBのファン管理、電話受付等の業務を行っており、社会保険事務には関与していなかった。」旨供述している上、上記同僚4人のうち1人は、申立人の勤務内容について、「自身を含む3人のBの衣裳等の世話を行っていた。」と供述していることから、申立人が当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人に係る申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 24 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格喪失日に係る記録及び同社本店における資格取得日に係る記録を、それぞれ昭和37年7月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月26日から同年8月1日まで

年金事務所から、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨連絡があった。当時、同社のC支店や本店に在籍した状態でD支店において仕事をしていたが、継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった申立人に係る社員台帳により、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務し(昭和37年7月26日に同社C支店から同社本店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和 37 年8 月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は資料が無いため不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格喪失日に係る記録及び同社本店における資格取得日に係る記録を、それぞれ昭和37年7月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月26日から同年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時、同社のC支店や本店に在籍した状態でD支店において仕事をしていたが、継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった申立人に係る社員台帳により、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務し(昭和37年7月26日に同社C支店から同社本店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和 37 年 8 月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は資料が無いため不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和44年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月31日から同年8月1日まで

A社本社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同社C工場への転勤はあったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社の当時の総務・経理担当者及び複数の同僚の供述から 判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し(昭和 44 年8月1日に A社本社から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与 から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和 44 年 6月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 44 年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は 24 万円、申立期間②は 22 万 2,000 円、申立期間③及び④は 28 万 4,000 円、申立期間⑤は 32 万 6,000 円、申立期間⑥は 36 万 2,000 円、申立期間⑦は 54 万 2,000 円、申立期間⑧は 58 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和52年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月15日

- ② 平成16年8月3日
- ③ 平成16年12月27日
- ④ 平成17年7月8日
- ⑤ 平成17年12月15日
- ⑥ 平成18年7月5日
- ⑦ 平成19年11月30日
- ⑧ 平成20年7月4日
- 9 平成20年12月12日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。 申立期間に賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたのは間違いないので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

一方、申立人の給与振込銀行から提出された普通預金移動元帳により、給与振込日 (毎月 25 日)とは別の日にA社から毎月の給与額を上回る振込額が確認できることか ら、申立期間において賞与の支払があったことが認められる。

また、A社から市町村に提出された申立人に係る給与支払報告書により、申立期間の 賞与から社会保険料が控除されていることが認められる上、同僚が保管している賞与明 細書及び申立期間における賞与振込額並びに申立期間当時の厚生年金保険料、健康保険 料及び所得税の料率から判断すると、申立人は申立期間に同社から賞与の支払を受け、 当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められ る。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書、賞与振込額、及び申立期間当時の厚生年金保険料率等から判断すると、申立期間①は 24 万円、申立期間②は 22 万 2,000 円、申立期間③及び④は 28 万 4,000 円、申立期間⑤は 32 万 6,000 円、申立期間⑥は 36 万 2,000 円、申立期間⑦は 54 万 2,000 円、申立期間⑧は 54 万 5,000 円、申立期間⑨は 58 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主から回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、 明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は平成9年4月1日であると認められることから、申立期間のうち、8年10月31日から9年2月28日までの期間に係るB社における資格取得日(平成8年10月31日)及び資格喪失日(平成9年2月28日)を取り消し、申立人のA社における資格喪失日を、8年10月31日から9年4月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月31日から9年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い上、申立期間のうち、平成8年10月31日から9年2月28日までの期間について、B社において厚生年金保険に加入していた記録となっているので、申立期間をA社における厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の同僚の供述から、申立人がB社において勤務した実態は無く、申立期間についてA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(以下「全喪日」という。)である平成9年2月28日より後の同年4月7日付けで、申立人の同社における資格喪失日が同年2月28日と記録された後、同年11月6日付けで、同社の全喪日及び申立人の資格喪失日が取り消され、遡って8年10月31日に訂正されている上、同社の事業主が経営するB社において、申立人に係る資格取得日(平成8年10月31日)及び資格喪失日(平成9年2月28日)が記録されていることが確認できる。

また、オンライン記録により、A社及びB社において、申立人と同様の上記遡及処理が行われている者が8人確認できる上、そのうち、事業主及び取締役一人について、A社において被保険者資格を取得した平成5年11月に遡及して標準報酬月額を減額訂正されていることが確認できるほか、他の取締役一人についても、8年10月の定時決定

を取り消し、被保険者資格を取得した同年4月に遡及して標準報酬月額を減額訂正されていることが確認できる。

さらに、上記同僚は、当時、A社は経営が悪化しており、給与の遅配もあった旨供述 していることから、申立期間当時、同社には経営悪化に伴う保険料の滞納があったこと がうかがえる。

加えて、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立期間当時、同社は法人事業所であることが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)において、A社が適用事業所でなくなった後に、申立人に係る資格喪失日を遡って記録及び訂正し、かつ、B社における資格取得日及び資格喪失日を記録する合理的な理由は見当たらず、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の同社における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を取り消し、申立人のA社における資格喪失日を雇用保険の離職日の翌日である平成9年4月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成8年 10 月の定時決定の記録から、24万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7月 23 日は 16 万 6,000 円、同年 12 月 20 日は 16 万 2,000 円、17 年 12 月 20 日は 15 万 3,000 円、18 年 7月 25 日は 20 万 3,000 円、同年 12 月 22 日は 18 万 5,000 円、19 年 7月 25 日は 17 万 8,000 円、同年 12 月 20 日は 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和50年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月23日

- ② 平成16年12月20日
- ③ 平成17年12月20日
- ④ 平成18年7月25日
- ⑤ 平成18年12月22日
- ⑥ 平成19年7月25日
- ⑦ 平成19年12月20日

A社に平成15年12月1日から21年8月31日まで勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。申立期間に給与と賞与が共に振り込まれていたことが確認できる預金通帳の写しを提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された銀行預金通帳の写し及び銀行から提出された申立人に係る預金 元帳の写しから、申立期間において賞与支給月以外の月の約2倍の金額がA社から振り 込まれていることが確認できることから、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を 受けていたものと認められる。

また、申立人の同僚の賞与明細書の写し、申立人の平成17年度から20年度までの市 民税・県民税課税回答書(以下「課税回答書」という。)及び給与支払報告書により、 申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたこと が認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準 賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業 主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標 準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定す ることとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、課税回答書、給与支払報告書及び預金通帳等において確認できる振込額を基に算出した賞与額又は保険料控除額から、平成16年7月23日は16万6,000円、同年12月20日は16万2,000円、17年12月20日は15万3,000円、18年7月25日は20万3,000円、同年12月22日は18万5,000円、19年7月25日は17万8,000円、同年12月20日は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は所在不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明 らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和39年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月25日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して同社C出張所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された従業員名簿及び同社の回答から判断すると、 申立人は同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のA社B営業所における資格喪失日について、申立人は、申立期間当時、同社同営業所ではなく、同社C出張所に勤務していた旨供述しているところ、オンライン記録によると、同社同出張所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 39 年 11 月 1 日であることが確認できるため、申立期間について、申立人は引き続き同社同営業所において被保険者となるべきであったと考えられることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和 39 年 10 月の定時決定に係る社会保険事務所(当時)の記録から、2万6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いこ

とから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立て どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和 39 年 5 月 1 日であると認められることから、資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 38 年 6 月から 39 年 4 月までの標準報酬月額については、8,000 円とする ことが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月1日から40年6月1日まで

A社に昭和36年11月から40年5月まで勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社から事業主が同じであるB社に仕事が替わるまで、A社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和38年6月1日から39年5月1日までの期間について、複数 の従業員の供述から、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことが推認でき る。

一方、オンライン記録及びA社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人に係る資格喪失日は昭和38年6月1日であることが確認できるところ、当該日付は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(以下「全喪日」という。)と一致している。

しかしながら、上記被保険者名簿において、i) A社の全喪日である昭和 38 年6 月1日より後に被保険者資格を喪失している者が二人確認でき、一人は同年6月 21 日、もう一人は同年6月 29 日と記載されている上、オンライン記録の資格喪失日も同様であること、ii) オンライン記録の資格喪失日が全喪日となっている者が申立人を含め 27 人確認できるところ、そのうち5人については、当該被保険者名簿における資格喪失日が同社の全喪日よりも後の同年7月 29 日から 39 年9月1日までの日付で記録された後に、同社の全喪日である 38 年6月1日に書き換えられていること、iii) 当該被保険者名簿において、資格喪失日が訂正されている上記5人の「届受番」

欄に記載されている番号と同一番号で、資格喪失日が同年6月1日と記録されている 者が申立人を含め21人確認できることから、全喪日の処理が39年9月1日以降であ ることがうかがえ、社会保険事務所(当時)において、当該適用事業所でなくなった とする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人について、昭和38年6月1日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、上記従業員の供述及び申立人に係る被保険者記録を踏まえると、申立人のA社における資格喪失日を39年5月1日に訂正することが必要である。

なお、昭和38年6月から39年4月までの標準報酬月額については、申立人のA社における38年5月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。2 申立期間のうち、昭和39年5月1日から40年6月1日までの期間について、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡している上、商業・法人登記簿謄本によると、同社は49年12月*日に解散していることから、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人が同僚として名前を挙げた3人のうち2人は上記被保険者名簿において記録が確認できるものの、当該2人のうち、1人からは回答を得られず、残る1人は「よく分からない。」と回答している。

さらに、上記被保険者名簿から、昭和38年に被保険者資格を喪失した29人に照会したところ、17人から回答を得られたが、申立人を知っているとする5人のうち4人は、申立人の在籍期間及び当該期間における保険料控除について分からないと回答している。

なお、オンライン記録によると、申立期間のうち、昭和39年5月1日から同年11月1日までの期間について、C社において、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間のうち、昭和39年5月1日から40年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和44年1月25日、資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月25日から同年2月25日まで

② 昭和44年9月25日から同年10月1日まで

A社B事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。 同社では、昭和43年10月1日にC職訓練生として採用されてから48年12月に退職 するまで、毎月、厚生年金保険料を控除された上で給与を支給されていたので、申立 期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出された経歴書から、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間について、D国でC職訓練を受けるための期間であったと主張しているところ、A社は、申立期間当時、国外で訓練を受けていた期間は、同社のB事業所に籍を置くことになっていたと考えるのが妥当であると供述している上、申立人から提出されたパスポートにより、昭和44年2月1日に出国、同年9月28日に帰国したことが確認できるとともに、同じく申立人から提出されたD国E局発行の書類には、同年2月6日に身体検査を受けたこと及び同年9月26日にライセンスを取得したことが記録されている。

さらに、A社は、保険料控除について確認できる資料は保管していないものの、申立 期間においても申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたと思われる旨回答して いる。 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和 44 年2月及び同年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から提出された申立人の資格取得及び資格喪失に係る届書から、A社B事業所は、オンライン記録どおりの届出を行ったことが確認でき、申立期間に係る厚生年金保険料についても、事業主は、確認できる資料は無いものの納付していないと思われると回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 44 年1月及び同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和46年7月1日から同年10月16日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年7月1日、資格喪失日に係る記録を同年10月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月から同年10月まで

② 昭和48年2月20日から同年5月1日まで

A社B営業所に勤務していた申立期間①及びC事業所に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。両事業所に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録並びに申立人から提出されたA社の名称が確認できる写真及び新入社研修記念の寄せ書き並びに当該研修に参加した複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は、昭和46年4月13日から同年10月15日まで、同社B営業所に運転手として勤務していたことが認められる。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者原票によると、上記寄せ書きから氏名が特定できた元従業員は全て同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

他方、上記新入社研修に参加し、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の元 従業員に係る雇用保険の記録によると、資格取得日からおおむね1か月から3か月以内 に厚生年金保険に加入していることが確認できる上、申立人より先にA社B営業所に入 社した同僚についても、雇用保険の資格取得日から2か月経過後の1日付けで厚生年金 保険に加入していることから判断すると、同社同営業所では、雇用保険の資格取得日か ら2か月程度経過後の1日付けで厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたことがう かがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、雇用保険の資格取得日(昭和 46 年 4 月 13 日)から2か月経過後の1日付けである昭和 46 年 7 月 1日から同年 10 月 16 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社における申立人と同職種の複数の元 従業員に係る標準報酬月額から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡し、また、当時の役員は、「当時のことは不明である。」旨回答しているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年7月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①のうち、昭和46年3月から同年7月1日までの期間について、雇用保険の加入記録から、申立人が同年4月13日より前にA社に勤務したことは確認できず、申立人を記憶する同僚及び元従業員は、申立人の入社日を覚えていないとしている。

また、当該期間のうち、雇用保険の加入記録が確認できる期間については、上述のとおり、上記新入社研修に参加した複数の元従業員及び申立人と同じ営業所に勤務した上記同僚について、雇用保険の資格取得日からおおむね1か月から3か月以内に厚生年金保険に加入していることから判断すると、A社では、雇用保険の資格取得日から一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたと考えられる。

申立期間②について、C事業所から提出された職員台帳並びに申立人から提出された 在職期間証明書並びに当該期間に申立人と共に勤務していたとする同僚及び職員の供述 から判断すると、申立人は、昭和48年1月5日から同年4月30日まで、同事業所D部 E課において、臨時職員として自動車運転の職務に従事していたと認められる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所名簿によると、C事業所において当該期間に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる部署は、F部G課、同部H課及びI部J課であり、申立人が所属していたD部E課は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人と共にC事業所D部E課に勤務したとする上記同僚及び職員は、当該期間において厚生年金保険被保険者となっておらず、これらの者は、「臨時職員であった期間は厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料も控除されていない。」旨供述している。

さらに、当該期間に、上記のF部G課、同部H課及びI部J課において厚生年金保険に加入していた複数の元職員は、厚生年金保険に加入していた期間は臨時職員であった

とするものの、申立人と同じ職場に勤務したとする者で厚生年金保険に加入している者 は確認できなかった。

加えて、C事業所は、「当該期間当時の臨時職員に係る厚生年金保険の取扱いについては、確認できる資料が無いため不明である。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間①のうち、昭和 46 年3月から同年7月1日までの期間 及び申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C事業所における資格喪失日に係る記録及び同社D事業所(現在は、A社E事業所)における資格取得日に係る記録を、それぞれ昭和31年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和 31 年 9 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年9月29日から同年10月1日まで

② 昭和31年10月1日から同年10月4日まで

A社に勤務した期間のうち、同社C事業所に勤務していた申立期間①及び同社D事業所に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間当時、同社に継続して勤務し、給与から保険料が控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された厚生年金保険被保険者台帳、同社人事担当者の供述及び各申立期間において申立人と共に異動したとする元同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和31年10月1日に同社C事業所から同社D事業所に異動)、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和31年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、申立期間①及び②に係る上 記被保険者台帳において、申立人に係る資格喪失日が昭和31年9月29日、資格取得日 が同年10月4日と記録されていることから、事業主は同年9月29日をA社C事業所における資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京国民年金 事案 13564

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月から同年6月までの期間、4年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和45年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年3月から同年6月まで

② 平成4年3月及び同年4月

私の母は、私が20歳になった時に市役所で国民年金の加入手続を行い、市役所窓口で申立期間①の国民年金保険料を一括で納付してくれた。その後、私は、平成2年7月に就職した会社を4年3月に退職したことから、市役所で国民年金の再加入手続を行い、申立期間②の保険料を同年5月から加入した共済組合加入期間中に一括で納付したはずである。

また、平成9年4月頃、共済組合加入期間中の7年3月から8年3月までの保険料に係る納付書が自宅に届いたため、夫と一緒に社会保険事務所(当時)に出向き確認したところ、間違って送付したとの説明を受けたので、不安になり20歳から現時点までに保険料の未納が無いことを確認してもらい、年金手帳の記録欄を訂正してもらった。この時点で保険料の未納は無かったはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった時に母親が市役所で国民年金の加入手続を行ってくれたとしているが、申立人に対して申立期間①当時に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人の基礎年金番号が平成9年3月31日に付番されていることから、申立期間①及び②は、当該付番時点では時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、当該付番日に申立期間①及び②は国民年金加入期間として記録追加されていることがオンライン記録で確認できることから、記録追加以前において、申立期間①及び②は未加入期間であったと考えられ、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、厚生年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳及び基礎年

金番号が記載された平成9年3月31日交付の年金手帳をそれぞれ1冊所持しているが、そのほかに手帳を受領、所持した記憶は無いとしているなど、申立期間①及び②当時に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間①について、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び当該期間の保険料の納付をしたとする母親に申立人を通じて当時の状況を確認したところ、母親は、申立人が20歳になった時に市役所で加入手続を行い、市役所窓口で保険料を一括納付したとしているものの、納付時期等に関する記憶が明確でない。

加えて、申立期間②について、申立人は平成4年5月に加入した共済組合加入期間中に保険料を一括納付したとしているが、国民年金の再加入時期、保険料の納付時期及び納付金額の記憶が明確でない。

このほか、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 13565 (事案 10186 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から 54 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から54年12月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を口座振替で納付しており、私が所持する金融機関の預金通帳及び同金融機関が保管している預金元帳(写)の記載でも確認できる。当該期間は、勤務先で厚生年金保険に加入していたので、国民年金には重複加入して保険料を納付していたものと思われる。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続を行った時期及び場所等に関する記憶が明確でないこと、ii)申立人が所持する金融機関の預金通帳によると、申立期間のうち、昭和51年7月から53年6月までの期間に、口座引落により、国民年金保険料が8回引き落とされていることが確認できるものの、申立人は、申立期間を含む50年12月から56年1月まで厚生年金保険の被保険者であったため、申立期間は、国民年金に重複して加入することはできない期間であること、iii)申立期間当時、申立人が居住していた市及び管轄社会保険事務所(当時)において、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無い上、申立人の妻は、自身の保険料を口座引落により納付した記憶は明確でないと説明するものの、妻は49年2月に国民年金に任意加入しており、前記の保険料の口座引落が確認できる期間において、保険料が納付済みと記録されていることから、当該口座引落の記録は妻の保険料納付に係るものと考えるのが自然であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成23年3月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする旨の通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は昭和51年5月1日から54年1月31日までの期間

の金融機関が保管している預金元帳(写)を提出しているが、国民年金保険料の口 座引落状況は前回提出した預金通帳に記載された内容と同一であり、申立人が申立 期間の保険料を納付していたことを示す新たな資料とは認められず、その他に委員 会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立 期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。 東京厚生年金 事案 23943 (事案 17356 及び 22889 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月1日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨を第三者委員会に再度申し立てたが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとの通知を受けた。

ついては、申立期間に厚生年金保険に加入していないことを証明してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社の事業が別の法人に承継されており同社に関する資料が保管されていないこと、ii) 同社の代表者及び社会保険担当責任者が既に死亡しており厚生年金保険の加入状況や保険料の控除について確認できないこと、iii) 当時の従業員について入社後一定期間を経過した後に厚生年金保険に加入していることがうかがえること等から、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないとして、既に当委員会の決定に基づき平成23年5月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、院長の子を含む経営者からも事情を聞いてほしい旨主張して再申立てを行ったが、i)申立人が経営者として記憶している二人のうち一人は既に死亡しており、もう一人は歯科医師としてアルバイト勤務をしていたのみで厚生年金保険の取扱いについては分からない旨供述していること、ii)院長の子については、理事に就任した時期は申立人がA社を退職した8年後のことであり、社会保険の取扱いについては分からない旨供述していることから、既に当委員会の決定に基づき平成24年3月7日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、これに納得できず、再度、申立てを行っているが、上記通知文のとおり、 申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことが確認できず、このほかに当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成15年4月

申立期間において、厚生年金保険料が控除されていたが、平成 15 年4月支給分の 賞与記録が年金記録に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立人の所属していた同社グループ内のB社では4月に賞与を支給していない旨回答しているほか、申立人から提出された賞与に係る給与支給明細書には、平成15年4月分賞与に係る給与支給明細書は含まれていない。

また、C健康保険組合から提出された申立人に係る適用台帳において、平成 15 年 4 月の標準賞与額の記録は見当たらない。

さらに、上記健康保険組合がA社に送付した平成15年4月30日支払分の標準賞与額 決定通知書の中に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、 申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞 与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和36年生

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成15年4月

申立期間においてA社に勤務し、厚生年金保険料が控除されていたが、平成 15 年 4月支給分の賞与記録が年金記録に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立人の所属していた同社グループ内のB社では4月に賞与を支給していない旨回答しているほか、同社からの給与等の振込先となっていた金融機関から提出された申立人に係る普通預金元帳において、平成15年4月中に賞与とみられる額の入金は確認できない。

また、C健康保険組合から提出された申立人に係る適用台帳において、平成 15 年 4 月の標準賞与額の記録は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月1日から46年2月16日まで

A校(現在は、B校)に勤務した期間のうち、申立期間である昭和 42 年8月1日 から 46 年2月16 日までの期間についても同校に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA校の事務を引き継いだB校から提出のあった申立人に係る勤務証明書から、申立人が申立期間当時において、A校に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A校における申立人の厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が 同校に係る被保険者資格を喪失した昭和 42 年8月1日の2日後の同年8月3日に、健 康保険被保険者証を社会保険事務所(当時)に返却したことが記録されており、申立人 は、申立期間について、同校において健康保険に加入していないことが確認できる。

また、B校は、勤務が確認できる資料以外の資料は廃棄しているため、申立人のA校における厚生年金保険料の控除について確認することができないとしているところ、申立期間において、申立人が厚生年金保険に加入していたとすれば、同校は、当時、社会保険事務所が行う毎年10月の標準報酬月額の定時決定のための算定基礎届を4回提出していたはずであり、この4回の届出において、同校及び社会保険事務所が、いずれも申立人の厚生年金保険被保険者記録が無いことに気付かなかったとは考え難いことから、同校は、当該算定基礎届を提出しておらず、年金事務所の記録どおり、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を昭和42年8月1日に喪失した旨の届出を行い、申立期間は被保険者でないことを認識していたと考えるのが自然である。

さらに、国民年金受付処理簿によると、申立人は、申立期間のうちの昭和 44 年1月 28 日に国民年金の資格を取得し、申立期間の後半の約2年間の同年1月から 46 年1月 までの期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑦までについて、船員保険被保険者又は厚生年金保険被保険者として、船員保険料又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年1月14日から同年4月20日まで

- ② 昭和58年4月23日から同年8月25日まで
- ③ 昭和58年9月12日から59年4月1日まで
- ④ 昭和59年7月1日から同年8月10日まで
- ⑤ 昭和61年5月28日から同年7月8日まで
- ⑥ 昭和63年4月1日から平成元年3月31日まで
- ⑦ 平成元年4月13日から同年5月19日まで

A社(後に、B社)を船舶所有者とするC船舶に機関長として乗務した申立期間①、D社を船舶所有者とするE船舶に機関長として乗務した申立期間②、同社を船舶所有者とするF船舶に機関長として乗務した申立期間③及び④、G社を船舶所有者とするH船舶に機関長として乗務した申立期間⑤、B社を船舶所有者とするI船舶に機関長として乗務した申立期間⑦における船員保険又は厚生年金保険の加入記録並びにJ社で勤務した申立期間⑥における厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間に、それぞれの船舶又は事業所に乗務又は勤務していたことは確かなので、各申立期間を船員保険又は厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が保有する船員手帳により、申立人が申立期間①から⑤まで及び⑦ついて、申立期間①はC船舶、申立期間②はE船舶、申立期間③及び④はF船舶、申立期間⑤はH船舶、申立期間⑦はI船舶に乗務していたことは確認できる。また、申立期間⑥については、J社に勤務していた同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が、同社に勤務していたことが推認できる。

一方、申立人は、年金事務所の記録において、申立期間④の前のD社のF船舶に乗

船した船員保険被保険者期間のうち、昭和59年6月29日から同年7月1日までの期間について、船員保険に任意継続加入し、これによって、船員保険の老齢年金の受給資格である加入期間15年を満たし、同年7月以降現在まで、船員保険に係る老齢年金(61年4月以降、老齢厚生年金)を受給していることが確認できる。

このように、申立人が昭和59年6月29日から同年7月1日までのわずか3日間について任意継続加入したのは、申立人が同年6月29日の時点で、船員保険の被保険者期間が15年に1か月不足し、老齢年金の受給資格を有していないことを認識していたためであると認められ、仮に、申立人が、申立期間①から③までのうち、1か月でも船員保険の被保険者であったとすれば、このような任意継続加入の必要が無いことから、申立期間①から③までについては、船員保険の被保険者でないことを認識していたものと考えられる。

2 そこで、申立期間①から③までについてみると、申立人は、当該期間を含む、昭和 58 年1月から 59 年3月までの期間において、国民年金に加入し、その保険料について、申請による全額免除を受けていることが確認できることからも、申立人が申立期間①から③までにおいて船員保険の被保険者であったとは考えられない。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が 船員保険の被保険者として、申立期間①から③までに係る船員保険料を事業主により 給与から控除されていたとは認められない。

3 また、申立期間④から⑦までについてみると、申立人は、上記のとおり、当該期間において船員保険に係る老齢年金又は老齢厚生年金を受給していることが確認できるところ、当該期間のうち、申立人が満 60 歳になる前の申立期間⑥の途中である昭和63 年*月までの期間については、船員保険又は厚生年金保険の被保険者となった場合、老齢年金又は老齢厚生年金の全額が支給停止となるが、当該期間に申立人の当該年金額が支給停止となった記録は確認できず、また、満 60 歳を超える申立期間⑥の途中である 63 年*月から申立期間⑦の終期である平成元年5月19日までの期間は、申立人が厚生年金保険の被保険者となった場合、老齢厚生年金の支給は全額又は一部が停止となるが、当該期間に申立人の当該年金の全額又は一部が支給停止となった記録は確認できない。

これらのことから、申立人が、申立期間④から⑦までに船員保険又は厚生年金保険に加入していたとは考えられない。

このほか、申立人の申立期間④から⑦までにおける船員保険料又は厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が 船員保険の被保険者又は厚生年金保険の被保険者として、申立期間④から⑦までに係 る船員保険料又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認めら れない。 東京厚生年金 事案 23949 (事案 12422 及び 12423 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年8月から31年9月15日まで

② 昭和40年5月から42年12月1日まで

平成 21 年に、A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる資料が無いなどの理由により、記録訂正を行うことができないと通知があったが、当該判断に納得できない。

申立期間①については、議員立法で救済できる法律ができていると聞いたので、再度、申立てを行うこととした。また、別の会社で同僚であった者が、自分より先にA社に入社している。会社は、入社したらすぐに厚生年金保険に加入させる義務がある。調査の上、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②については、当該期間中に入院していたことがあり、健康保険扱いであれば、当然、厚生年金保険にも加入しているはずである。今回、入院して保険を使ったことを証言してくれる当時の病院の看護婦が見つかったので、再度調査の上、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る前回の申立て(平成 21 年 12 月 28 日受付)については、A社の 従業員の供述から、申立人が当該期間において、同社に勤務していたことは推認でき るものの、i)同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、代表者及び 役員を特定することができず、これらの者から申立人の厚生年金保険料の控除につい て確認することができないこと、ii)申立人と同一の業務に従事していた従業員等の 供述から、同社では、入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったものと考 えられることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 10 月 14 日付けで年 金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料や情報は無いが、議員立法で救済できる法律ができていると聞いたので、再度申立てを行ったとしている。

しかしながら、申立人が主張している議員立法で救済できる法律とは、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」(平成 19 年 12 月 19 日法律第 131 号)であり、前回申立て時には既に施行されており、前回の審議において、当該法律も踏まえて、上記のとおり、申立期間①に係る記録の訂正は必要でないと判断したところである。

また、申立人は、「別の会社で同僚であった二人が、自分がA社に入社した昭和30年8月1日よりも、半年から1年くらい前に同社に入社していた。」と主張しているところ、当該二人の同僚については、同社において、申立人が当該二人の同僚が入社したとする時期よりも1年半から2年くらい遅れて厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立人よりもさらに遅れて被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では、入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったとする当初の判断を変更すべき事情は見当たらない。

このため、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②に係る前回の申立て(平成 21 年 12 月 28 日受付)については、B社の 従業員の供述から、申立人が当該期間において、同社に勤務していたことは推認でき るものの、i)同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、代表者及び 役員を特定することができず、これらの者から申立人の厚生年金保険料の控除につい て確認することができないこと、ii)従業員の供述から、同社では、入社してから一 定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたものと認められることなどから、既に 当委員会の決定に基づき平成 22 年 10 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないと する通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間②当時、病気で入院していたことがあり、健康保険扱いであれば、当然、厚生年金保険にも加入しているはずであるとして、入院して保険を使ったことを証言してくれる当時の病院の看護婦が見つかったので、再度調査をしてほしい旨申し立てている。

しかしながら、当該看護婦は、「申立人が入院していたことは記憶しているが、健康保険の加入の有無や種類については、私は、事務職ではなかったため分からない。 入院時期や期間も覚えていない。」としている。しかも、申立人が申立期間②当時に入院していたとする病院は、当時のカルテ等の記録が残っておらず、健康保険が適用されたか否かはもちろん、申立人が入院していたことすら分からないとしている上、国民健康保険が適用された可能性もあることから、会社から配布された健康保険証を使用していたとする申立人の主張を確認することはできない。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿により、同社における健康保険番号が払い 出された記録を調べたところ、申立人の健康保険番号は、昭和42年12月1日に新た に払い出されていることが確認できる一方で、それ以前の申立期間②において、従業 員の健康保険番号に欠番は無いことから、当該期間に、申立人に健康保険証が交付さ れたとは考え難い。

さらに、B社が加入していた厚生年金基金は、昭和 42 年6月*日に設立されているところ、申立人の加入員記録は、同年 12 月 1 日から 46 年 5 月 30 日までであり、当該基金の記録は、厚生年金保険の被保険者記録と一致していることが確認でき、申立期間②の加入員記録は確認できない。

このため、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらず、申立人が厚生年金 保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控 除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年9月1日から58年8月31日まで

② 昭和58年9月1日から60年5月31日まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれ勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、当該期間当時、A社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

また、申立人は、A社はC県D区Eにあったとしているため、当該所在地を管轄する 法務局に照会したところ、C県D区Fに同一名称の事業所は存在したが、登記簿目録に よると、当該事業所は昭和52年11月*日に解散している上、閉鎖した登記用紙は既に 廃棄されていることから、当該事業所が申立人の主張する事業所であったことを確認す ることができない。

さらに、申立人がA社の取引先の者であったとするG社の当時の営業部次長に照会したところ、同人はA社及び申立人の氏名を記憶していないことから、申立人の同社における勤務実態を確認することができない。

加えて、申立人は、A社の事業主、上司及び同僚の氏名を記憶しておらず、これらの 者から申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

申立期間②について、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保 険の適用事業所でなくなった日(以下「全喪日」という。)は昭和57年7月31日と記 録されており、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社の事業主は、申立人のことを記憶しておらず、厚生年金保険を担当していた者は死亡したと回答していることから、申立人の勤務実態及び保険料控除について確

認することができない。

さらに、上記事業主は、B社は全喪日後も個人経営で電気工事を行っていたとしているところ、当該事業主の子は、「同社の全喪日後も継続して勤務したが、申立人のことは知らない。全喪日後は国民年金保険料を納付した。」旨供述しており、オンライン記録によると、同人は昭和57年8月から国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人は、B社の上司及び同僚を記憶していないことから、これらの者から申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23960 (事案 21293 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年3月20日から同年7月2日まで

② 昭和50年7月21日から54年2月26日まで

A社にB職として勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。途中、勉強のため、1か月ほど取引先である他社に出向したが、その後、またA社に戻り、昭和54年1月末か2月初めまで勤務し、その後は年次有給休暇を消化していた。前回、申立期間②においてC社及びD社に姉と一緒に勤務していたと申し立て、第三者委員会から年金記録の訂正は必要でないとする通知を受けた。申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和52年3月21日から同年6月21日までの期間に係る申立てについて、申立人は、C社に姉と一緒に勤務していたと主張しているところ、i)同社は既に適用事業所ではなくなっている上、事業主は連絡先が不明のため、申立人の当該期間に係る勤務状況等を確認することができないこと、ii)当該期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ5人から回答があり、申立人姉妹を覚えているとした3人全員が、当該期間に同社に勤務していたのは、申立人姉妹のどちらか一人である旨供述しているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿では申立人の姉の氏名のみ確認できること等から、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないとして、また、申立期間②のうち、同年10月1日から54年2月26日までの期間に係る申立てについて、申立人は、D社に姉と一緒に正社員として勤務していたと主張しているところ、i)オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、同社の所在地とされる地区に同社又は同社と類似の名称の適用事業所は存在せず、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できないこと、ii)申立人は、同社の事業主、複数の上司及び同僚について姓のみを記憶しているため人物を特定することができず、

これらの者から、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができないこと等から、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成23年10月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は、B職としてA社に勤務し、途中、取引先であるB社に1か月ほど出向したが、その後、A社に戻り、昭和54年2月26日まで継続して在籍していたと申し立てている。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではない上、事業主は死亡して おり、申立期間①及び②に係る申立人の勤務実態等について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿(以下「名簿」という。)により、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和50年3月20日以降に被保険者資格を取得したことが確認できる従業員16人のうち、連絡先の判明した13人に申立人の勤務実態について照会し、8人から回答が得られたところ、申立人と同職種であるB職二人を含む全員が申立人を記憶していないと回答しており、申立期間①及び②における申立人の勤務実態について確認することができない。

さらに、名簿により、昭和 53 年2月に被保険者資格を取得していることが確認できる従業員一人は、申立人とその姉と思われる双子姉妹のB職が在職していたことを聞いたことはあるが、自分が入社したとき、その二人はA社には勤務していなかった旨回答している。

加えて、名簿により、申立人と厚生年金保険被保険者期間の一部が重複し、かつ、申立期間の一部に資格を有していることが確認できる従業員 10 人に申立人の勤務実態について照会し、7人から回答が得られたところ、4人は申立人を記憶しておらず、他の3人は、申立人を記憶しているが、申立人の退職日の記憶は無い旨回答しているとともに、そのうち申立人を記憶している上司一人は、「申立人の勤務は短期間であったと記憶しており、申立人が一時他社に移った後、再びA社に戻った記憶は無い。」旨回答し、営業担当の同僚一人も、「申立人が一時他社に移った後、再びA社に戻り、勤務したような記憶は無い。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料が事業主により給与から 控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このため、今回の再申立てについては、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料及び事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23961 (事案 21294 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年3月20日から52年3月21日まで

② 昭和52年6月21日から54年2月26日まで

A社にB職として勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。途中、一度退職して他社に勤務したが、その後、A社に再び勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていた。前回、申立期間②においてC社に妹と一緒に勤務していたと申し立て、第三者委員会から年金記録の訂正は必要でないとする通知を受けた。申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和52年10月1日から54年2月26日までの期間に係る申立てについて、申立人はC社に妹と一緒に正社員として勤務していたと主張しているところ、i)オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、同社の所在地とされる地区に同社又は同社と類似の名称の適用事業所は存在せず、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できないこと、ii)申立人は、同社の事業主、複数の上司及び同僚について姓のみを記憶しているため人物を特定することができず、これらの者から、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができないこと等から、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成23年10月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は、B職としてA社に昭和50年3月以降も勤務し、一度退職したが、同社に再び勤務し、52年6月21日から54年2月26日までも継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではない上、事業主は死亡して おり、申立期間①及び②に係る申立人の勤務実態等について確認することができない。 また、A社に係る事業所別被保険者名簿(以下「名簿」という。)により、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和50年3月20日以降に被保険者資格を取得したことが確認できる従業員16人のうち、連絡先の判明した13人に申立人の勤務実態について照会し、8人から回答が得られたところ、申立人と同職種であるB職二人を含む全員が申立人を記憶していないと回答しており、申立期間①及び②における申立人の勤務実態について確認することができない。

さらに、名簿により、昭和 53 年2月に被保険者資格を取得していることが確認できる従業員一人は、申立人とその妹と思われる双子姉妹のB職が在職していたことを聞いたことはあるが、自分が入社したとき、その二人はA社には勤務していなかった旨回答している。

加えて、名簿により、申立人と厚生年金保険被保険者期間の一部が重複し、かつ、申立期間の一部に資格を有していることが確認できる従業員 10 人に申立人の勤務実態について照会し、7人から回答が得られたところ、4人は申立人を記憶しておらず、他の3人は、申立人を記憶しているが、申立人の退職日の記憶は無い旨回答しているとともに、そのうち申立人を記憶している上司一人は、「申立人の勤務は短期間であったと記憶しており、申立人が退職した後、再びA社に入社した記憶は無い。」旨回答し、営業担当の同僚一人も、「申立人が退職した後、再びA社に入社した記憶は無い。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料が事業主により給与から 控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このため、今回の再申立てについては、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料及び事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年7月3日から22年3月1日まで

A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入 記録が無い。昭和22年4月に上京する前々月の同年2月末まで勤務していたので、 申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 20 年*月*日に空襲があり、A社本店及び同社C支店が焼失し、焼け残った同社D支店で勤務を継続していたと主張しているところ、同僚の供述から判断すると、退職日は特定できないものの、申立人が申立期間に同社同支店で勤務したことが推認できる。

しかしながら、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳におけるA社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格喪失日は、いずれも昭和20年7月3日と記録されている上、適用事業所検索システムによれば、同社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できず、昭和24年8月1日に再度適用事業所となっていることが確認できる。また、B社は、当時の資料が残っておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除は不明である旨回答している。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の前日に、同社で厚生年金保険被保険者であった従業員のうち、連絡先が確認できた 11 人に照会したところ、7 人から回答が得られたが、同社が適用事業所でなくなった後の厚生年金保険の取扱いについて記憶している者はおらず、厚生年金保険料の控除に関する資料を保有している者もいなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月1日から同年11月1日まで

A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が13万4,000円と記録されているが、給与は30万円くらいであったと記憶している。調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が13万4,000円と記録されているが、同社での給与額は30万円くらい、少なくとも15万円から18万円くらいであったと主張している。

しかしながら、A社は、平成16年11月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており(以下「全喪」という。)、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、全喪時の事業主は、申立人に係る賃金台帳等は保管しておらず、申立人の報酬月額や保険料控除額については不明であると回答している。

また、申立人の雇用保険の記録によると、A社に係る雇用保険資格取得時の賃金月額は13万円と記録されていることが確認できるところ、この額は、厚生年金保険の標準報酬月額13万4,000円に相当し、申立人の厚生年金保険の資格取得時の標準報酬月額と一致している。

さらに、申立期間当時、A社において厚生年金保険の被保険者であった従業員7人(申立人及び役員二人を除く。)の標準報酬月額は、12万6,000円から20万円である上、申立期間直後に資格取得した者の標準報酬月額は、申立人と同じ13万4,000円と記録されている。

加えて、A社の同僚から提出された申立期間当時の給与明細書では、同人の標準報酬 月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

その上、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人の標準報酬月額について、遡

及訂正等の不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。